

## 渋谷区犯罪被害者等支援条例（案）

## （前文）

渋谷区は、多様な文化が交差し、誰もが安心して暮らすことのできる社会を目指しています。しかしながら、犯罪により突然平穏な生活を奪われ、深い心身の傷や経済的困難に直面する場合があります。

犯罪被害者等は、被害そのものに加え、社会的な偏見や誤解、周囲の無理解による「二次被害」に苦しむことも少なくありません。こうした状況において、地域社会が一体となって犯罪被害者等を支え、尊厳を守り、再び安心して暮らすことのできる生活を取り戻すための支援を行うことは、自治体としての重要な責務です。

渋谷区は、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、生活の再建を支援するとともに、区民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれた状況に理解と配慮を示し、互いに尊重し、支え合う社会を築いていくことを目指します。

ここに、犯罪被害者等の権利を尊重し、支援の充実を図るための施策を総合的に推進することを目指し、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、渋谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（第7号において「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。
- (3) 区民等 区内に住所、勤務先、又は通学先を有する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体、個人をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校等の教育課程に相当するもの並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被るインターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別

等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。

- (7) 再被害 犯罪被害者が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。

(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる基本理念にのっとり、犯罪被害者等への支援を推進する。

- (1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、再被害及び二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速・公平に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 区は、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとし、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、その従業員が犯罪被害者等となった場合に必要な支援を行い、区及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 教育活動等を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。

(2) 在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をすること。

(3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

（犯罪被害者等相談窓口の設置）

第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第9条 区は、犯罪被害者等に対して、関係機関等と連携して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- (4) 現在の住居に居住することが困難となった者への支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

（関係機関等との連携）

第10条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。

（人材の養成）

第11条 区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、前項に規定する者を除く犯罪被害者等の支援を行う人材（以下「支援従事者」という。）を養成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪被害者等支援の広報等）

第12条 区は、区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深められるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。

（犯罪等被害の予防）

第13条 区は、犯罪被害者等及び加害者を生まないまちづくりを推進するため、犯罪等の予防につながる必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、地域、教育機関、関係機関等が行う、見守り活動、防犯パトロール、講演会、児童・生徒等への教育啓発の充実その他の犯罪等を予防する活動に対し支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第14条 区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 区は、支援従事者に対し、同項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(区内に住所を有しない者への支援)

第15条 区は、区内に住所を有しない者から区内で発生した犯罪等により被害の相談を受けたときは、第8条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。